

土佐清水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
及び児童福祉法利用者負担額助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に規定する障害福祉サービス、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に規定する障害児通所支援サービス、又は土佐清水市が実施する地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用者が安心して自立した生活を送ることを目的とし、障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳その他給付の対象者であることを確認できる書類等を所持している者で、土佐清水市から障害福祉サービス等の支給決定を受け、次の各号に掲げる者のうち、自己負担金免除の対象とならない者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 障害児（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第2項に規定する障害児（施設に入所する18歳又は19歳を含む）をいう。）にあっては、保護者の属する住民基本台帳での世帯の収税世帯以外の者
- (2) 障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者（施設に入所する18歳又は19歳を除く）をいう。）にあっては、申請者及び配偶者の収入状況が生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯以外の者

(助成対象サービス)

第3条 この要綱によって助成の対象となるサービスは、次のサービスとする。

- (1) 支援法第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費の支給に係る障害福祉サービスのうち、次に掲げる事業
  - ア 居宅介護
  - イ 重度訪問介護
  - ウ 同行援護
  - エ 行動援護
  - オ 療養介護（医療に係るものを除く）
  - カ 生活介護
  - キ 短期入所
  - ク 重度障害者等包括支援
  - ケ 自立訓練
  - コ 就労移行支援
  - サ 就労継続支援
  - シ 施設入所支援
  - ス 共同生活援助
  - セ 旧法通勤寮
- (2) 児童福祉法第21条の5の2のうち、次に掲げる事業
  - ア 児童発達支援
  - イ 医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）
  - ウ 放課後等デイサービス
  - エ 保育所等訪問支援
- (3) 土佐清水市が実施する地域生活支援事業のうち、次に掲げる事業
  - ア 移動支援事業
  - イ 地域活動支援センター事業
  - ウ 日中一時支援事業
  - エ 生活サポート事業
  - オ 訪問入浴サービス事業
  - カ 福祉ホーム

(助成額)

第4条 この要綱により、助成する額（以下「助成額」という。）は、助成対象者が、支援法第29条に定める指定障害福祉サービス事業者、支援法第30条に定める基準該当障害福祉サービス事業者、児福法第21条の5の3に定める指定障害児通所支援事業者、及び地域生活支援事業者（以下「事業者」という。）に支払う利用者負担額の全額とする。

2 次に掲げる事項に該当したときは、別表に定める助成限度額まで支払うものとする。

- (1) 収入申告にかかる収入状況調査を拒否した者。
- (2) 福祉事務所長が必要と認める書類の提出を拒否した者。

(助成の申請等)

第5条 助成を受けようとする者は、土佐清水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法利用者負担額助成申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否を決定し、土佐清水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法利用者負担額助成認定通知書（第2号様式）又は土佐清水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法利用者負担額助成不認定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成の方法)

第6条 助成は、前条の助成認定に基づき、第3条に規定する額を事業者に支払うことにより行うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、助成額を助成対象者に助成したものとみなす。

3 助成対象者が障害福祉サービス等を利用し、その費用の利用者負担分を事業者に支払った場合において、福祉事務所長が特別の理由があると認めるときは、当該助成対象者に支払うことができる。

(有効期限)

第7条 本要綱による利用者負担額助成の有効期間は、受給者証若しくは地域生活支援事業利用・給付等決定通知書に記載された支給決定期間とする。

(助成資格の喪失)

第8条 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成を受ける資格を失うものとする。

(1) 援護の実施者が、土佐清水市以外となったとき。

(2) 虚偽の申告を行ったとき。

(助成額の請求)

第9条 事業者は、第2条、第3条及び第5条第1項の規定により助成額を請求するときは、助成請求額を当該事業ごとに土佐清水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律利用者負担額助成請求書(第4号様式)に土佐清水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法利用者負担額助成請求明細書(第5号様式)を添えて請求することができる。

2 助成対象者が、第2条第1項に定める障害福祉サービス等を利用し、その費用の利用者負担分を事業者に支払った場合において、第5条第3項に基づきその費用を請求しようとするときは、土佐清水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法利用者負担額助成請求書(第6号様式)に、支払った費用に係る領収書その他福祉事務所長が必要とする書類を添えて、福祉事務所長に提出するものとする。

(助成額の返還等)

第10条 福祉事務所長は、事業者又は助成対象者が、請求時に提出した関係書類を精査・確認した結果、虚偽又は不正な手続きによって助成を受けたものと認められるときは、助成資格の全部又は一部を取り消し、返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた障害福祉サービス等に係る利用者負担額の助成について適用し、施行前日に受けた障害福祉サービス等に係る利用者負担額の助成については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。